

田上キッズ保育園 重要事項説明書

(令和6年4月1日改版)

1. 施設の目的及び運営方針

(1) 施設の概要

名 称：学校法人永吉学園 田上キッズ保育園

所在地：鹿児島県鹿児島市田上4丁目13-15

(2) 施設の目的

児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

(3) 運営の方針

1. ひとりひとりを大切にする教育

2. 適期教育

成長や発達には適期があります。ひとりひとりの幼児の発達を捉え、最も適切な時期に適切な環境と的確な方法で教育するのが適期教育です。

2. 提供する保育の内容

本園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づき、保育内容及び給食並びに健康管理について、入所児の年齢、発達に応じてこれを分け、指導計画を立て、次に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。次に主な保育内容を示します。

(1) SI あそび

子どもの意欲を育てることに重点をおいた、ギルフォード博士の知能構造理論に基づくあそびです。

できたかどうかという結果よりも子どもたちがどう取り組んでいるかという過程を大切に考え、意欲的に取り組む姿を大切にするものです。園児に提供するあそびや教師の助言や助力などの指導の在り方に細心の注意を払っています。

知能を開発する教育は、考えたり判断したりする力を伸ばす教育であり、知識を詰め込む知識教育ではありません。

(2) 体操教室

ひと月2回、専任講師と楽しく遊びます。講師とのダイナミックなあそびを子どもたちが楽しみにしている活動です。

(3) 英語あそび

毎週1回、専任講師とゲームや歌を歌ったりしながら楽しく遊びます。

幼児期は聴力も著しく発達します。正しい音韻を聞き分け発音することは、将来の英語教育にも抵抗なく取り組めることと思います。

(4) 音楽あそび

いろいろな楽器に触れたり、みんなで合奏したり、音楽教育・リズム感覚教育に力を入れています。

(5) 課外教室

降園(14時)以降の課外に希望者を対象とした課外教室があります。

・ヤマハ音楽教室 ・サッカークラブ ・英語教室 ・エクセルバトンスクール

(6) 小学校との連携、接続

保育の中に小学校との連携、接続を組み入れ、小学校と研究、協議会を行う。

・授業、行事の見学や参加、小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施

3. 職員の職種 員数及び職務の内容

・職種、員数 ※園児数の増減により変動する場合もある。

(1) 園長 1名 (2) 主任保育士 1名 (3) 保育士 10名

(4) 栄養士 1名 (5) 調理員 1名 (6) 事務主事 1名

(7) その他 若干名

・職務の内容

(1) 園長

園長は、理事長が任命し、理事長の指示する業務および委任する業務を行う。

(2) 主任保育士

主任保育士は理事長が任命し、理事長の指示する業務および委任する業務を行う。

(3) 保育士

理事長の命を受け、保育に従事し、保育計画の立案、実施及び記録並びに家庭との連絡等の業務を行う。

(4) 栄養士

理事長の命を受け、献立表の作成及び調理業務を行う。

(5) 調理員

理事長の命を受け、調理業務を行う

(6) 事務主事

事務主事は理事長が任命し、理事長の指示する事務における業務および委任する事務における業務を行う。

(7) その他

小学校との連携・接続の保育を行うために担当保育士を決め、小学校との研究、協議会を行う。

4. 保育を行う日及び時間帯

(1) 保育を行う日

・月曜日から土曜日までとしております。(年末年始及び祝祭日を除く)

(2) 保育を行う時間

・標準時間認定の方 午前7時～18時

なお、ご要望に応じて19時までの範囲内で、時間外保育を提供しております。

・短時間認定の方 8時30分～16時30分

なお、ご要望に応じて7時から8時30分、16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供しております。

5. 保護者の負担について

(1) 保育料について

鹿児島市の定める保育利用料のご負担をお願いしております。

(2) その他利用料について

・延長保育利用料 300円／回、3,000円／月

(3) 2号認定子どもの給食材料費 6,750円／月

(主食500円、副食費6,250円)

(4) 制服代 (金額については価格の変動があります。)

夏制服 3,200円

冬制服 5,600円

(5) 保育用品代 20,000円 (金額については価格の変動があります。)

(6) 保護者会費 500円/年

6. 利用定員

利用定員は以下のとおりです。

- ・ 2号認定 (3歳以上児) 30人
- ・ 3号認定 (満1・2歳児) 20人
- ・ 3号認定 (1歳未満児) 10人

7. 利用開始及び終了に関する事項等

(1) 利用開始

鹿児島市に在住する方で、本園を希望する方は鹿児島市が指定する入所申込書に必要事項を記入の上、市にご提出をお願いします。

(2) 利用の終了

- ・ 小学校に就学したとき。
- ・ 保育を必要とする事由がなくなったとき。
- ・ その他、重大な支障、困難が生じたとき。

8. 緊急時における対応方法及び非常災害対策

(1) 緊急時の対応

保育中に園児の病状の急変、事故、その他緊急事態が生じた際には速やかにご連絡させて頂くとともに、提携の嘱託医の受診等必要な措置を講じます。

(2) 非常災害対策

非常災害に備えるため、避難訓練は毎月実施しております。

9. 要望・相談の受付

園では、利用者からのご意見・ご要望に適切に対応する体制を整えております。相談解決責任者、相談受付担当者、第三者委員を次の通り設置し、ご意見・ご要望の解決に努めています。

解決責任者 : 永吉 龍志 (法人理事長)

受付担当者 : 石坂 真由美 (主任)

第三者委員 : 入佐 あつ子 (元市議会議員・☎099-251-2775)

申し出は、所定の用紙を使用し直接受付担当者に申し出てください。（解決責任者、第三者委員へ直接申し出ることもできます）要望等の解決について、当ホームページにおいて公表し、園の改善に努めます。

10. 保険に関する事項

- ・当園の過失による事故が発生した場合には、損害賠償責任を負います。
- ・保育中の怪我や事故の場合も保険金が支給されます。

（加入保険の種類①）傷害保険、園賠償責任保険：東京海上保険

死亡・後遺障害 100 万円、園賠償責任保険・対人 1 億円

（加入保険の種類②）火災保険：損害保険ジャパン日本興亜㈱

保険金額：7, 710 千円 対象：園舎棟、体育館棟、保育棟

11. 守秘義務及び個人情報の取り扱いについて

（1）個人情報の取得

学校法人永吉学園は、業務上必要な範囲内かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

（2）個人匿報の利用目的

学校法人永吉学園は、取得した個人情報を、ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えて利用することはありません。

（3）個人情報の安全管理措置

学校法人永吉学園は、取り扱う個人データの安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備および実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、正確性・最新性を確保するために、必要かつ適切な措置を講じ、万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

(4) 個人情報の第三者への提供

学校法人永吉学園は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

☐法令に基づく場合

☐学校法人永吉学園の業務遂行上必要な範囲内で、協力会社に個人情報を提供する必要がある場合。なお、その場合でも業務委託先に対し、提供した個人情報の適正な取り扱いを求めるとともに適切な管理をします。

☐人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、ご本人の同意を取ることが困難な場合

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

令和 年 月 日

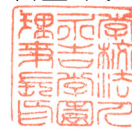
田上キッズ保育園の入所にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

施設設置者

所 在 地：鹿児島市田上4丁目13-15

施設者名：学校法人永吉学園 田上キッズ保育園

代 表 者：理事長 永吉龍志



私は、本書面により、施設から田上キッズ保育園についての重要事項の説明を受けました。

利用者

住 所：

氏 名：

(代理人)

住 所：

氏 名：

利用者との関係：

個人情報使用同意書

下記児童及びその保護者等に係る個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合、通所施設に通う場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において、療育関係事業所や福祉関係者等を含む他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

施設設置者

所在地 鹿児島市田上四丁目 1 3 番 1 5 号
施設名 学校法人永吉学園 田上キッズ保育園
代表者 理事長 永吉 龍志 様

令和 年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

児童から見た続柄：

鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（抜粋）

（秘密保持等）

第 28 条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対し支給認定子どもに関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかななければならない。